

特記仕様書

本特記仕様書は「東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場基本設計等委託プロポーザル実施要領」に適用する。

1. 契約の方法

契約方法は、総価契約による「委託契約」とする。「東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場基本設計等委託プロポーザル実施要領 1.1 その他（1）契約について」のとおり、「東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場基本設計等委託契約（事業認可取得業務）」及び「東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場基本設計等委託契約（基本設計等業務）」二段階契約とする。

2. 適用範囲及び一般事項

- （1） 本委託は、この特記仕様書に規定されているもののほか、「設計委託標準仕様書」、「測量委託標準仕様書」、「地質調査標準仕様書」、「道路土工」、「道路構造令の解説と運用」「東京都建築工事標準仕様書」「東京都電気設備工事標準仕様書」「東京都機械設備工事標準仕様書」「公共建築工事積算基準」「公共建築設備数量積算基準」をはじめ、最新の仕様書等に準拠するものとし、仕様書等の内容が競合する場合、契約期間内に改定された場合は監督員と協議の上判断するものとする。なお、参考図書については、設計報告書に明記し、抜粋添付すること。
数量算出にあたっては、上記仕様書等のほか、実施業務に応じ、東京都の積算基準資料（土木工事標準積算基準書等）を参考にするものとする。
- （2） 本市からの入手資料や業務で作成した資料等、業務により知り得た情報の一切は、業務完了の時点をもって返却すること。ただし、本市から許可を得た場合はこれに該当しない。
- （3） 受注者は、作業に際し生じる関係企業、諸官庁、土地所有者及び居住者等と協調を保ち本市監督員の指示を受けて正確かつ誠実に作業を行うこと。また、諸手続きに必要な資料を調整・準備すること。
- （4） 受注者は、作業に関して生じた諸事故に対してその責任を負い、事故発生や、損害賠償の要求があった場合においても、本市はその責任を負わないものとし、受注者において処理すること。

- (5) 作業が完了した際には、直ちに完了届と成果品を提出して本市の検査を受けること。

3. 業務の目的

平成6年度供用開始された東久留米駅西口昇降施設は、建設当時、建築確認申請がなされていないことが、令和2年度に明らかとなった。そのため、施設の建築基準法をはじめとした現行法適合に向けた取組を進めたが、その取組の中、施設の富士見テラス部の壁面の基準耐力不足が確認され、結果として令和5年度に除却した。

一方、昇降施設部については、施設が道路内の建築物であるため、改修による現行法適合は大変厳しいとの結論に至った。

このような経緯の中、当該施設の現行法適合に向けては、市道2514号線上空を通過し、駅前広場歩道部へと連絡する「富士見テラス機能」を付加した都市計画道路（歩行者専用道）として改築することとした。

本改築に向けては、令和7年10月に策定した「東久留米駅西口昇降施設の改築及び駅西口広場の整備に関する方針」（以下、「当該整備方針」という。）のとおり、当該施設の利用者の安全性確保や利便性向上を検討するとともに、高齢者や障害者などもより利用しやすい駅前広場となるよう、バリアフリー化の観点から駅西口広場全体を見直すこととしており、現在は、当該整備方針に基づき、東久留米駅西口昇降施設を都市計画道路の一部として位置付ける都市計画変更を行い、令和8年7月に告示したところである。

本業務は、これらの経過を踏まえ、昇降施設の現行法適合を最優先としつつ、市民等からの意見や要望などを参考に、「東久留米市都市計画マスタープラン」に掲げる「東久留米の玄関口として、様々な人々が集い行き交うにぎわいあるまち」の実現を目指し、基本設計等を実施するものである。

4. 契約期間

契約確定日の翌日から令和10年9月29日（金）まで

5. 履行場所

東久留米市本町一丁目4番先

6. 配置技術者

配置技術者として以下の人員を配置すること

(1) 監理技術者

監理技術者は、下記に示す技術者を配置すること。

ア 総合技術監理部門、建設部門のいずれかの資格を有する技術士又は一級建築士の資格を有すること。

イ 過去、同種業務の実績を有すること。なお、同種業務とは、「駅舎や昇降施設、自由通路もしくは駅前広場等、駅に関わる設計業務」とする。

(2) 照査技術者（総合技術監理部門、建設部門のいずれかの資格を有する技術士）

(3) 担当技術者

担当技術者は、下記に示す技術者を配置すること。

ア 都市デザイン技術者

駅西口昇降施設及び駅西口広場の都市デザインに係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

① グッドデザイン賞、土木学会デザイン賞等広場デザインに関する受賞歴があること。または、以下のいずれかの資格を有すること。

- ・登録ランドスケープアーキテクト
- ・一級建築士
- ・認定都市プランナー
- ・総合技術監理部門、建設部門のいずれかの資格を有する技術士
- ・RCCM

② 同種業務もしくは類似業務の実績を有すること。

なお、同種業務とは、「駅舎や自由通路及び駅前広場等駅に関わる設計業務」とし、類似業務とは、「広場もしくは公園の公共空間デザインの業務」とする。

イ 建築設計技術者（東久留米駅西口昇降施設設計）

東久留米駅西口の建築物設計に係る業務を行う者とし、一級建築士の資格を有する者とする。

ウ 土木設計技術者（駅西口広場設計）

駅西口広場の土木構造物設計に係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たす者とする。

① 以下のいずれかの資格を有すること。

- ・総合技術監理部門、建設部門のいずれかの資格を有する技術士
- ・RCCM

② 同種業務もしくは類似業務の実績を有すること。

同種業務とは、「駅舎や自由通路及び駅前広場等駅に関わる設計業務」とする。類似業務とは、「広場もしくは公園の公共空間の設計業務」とする。

エ 公共空間における樹木の植替え又は立体芸術物の管理等について実績のある者

オ 市民参加による合意形成を図った実績又は市民参加イベントを開催した実績のある者

(4) その他技術者に関する留意事項

ア 管理技術者は、都市デザイン技術者、土木設計技術者のいずれかを兼ねることができる。

イ 都市デザイン技術者は、管理技術者と兼務しない場合に限り、建築設計技術者を兼ねることができる。

ウ 樹木の植替えや保全立体又は立体芸術物管理等について、市民と議論しながら合意形成を図った実績のある者は、管理技術者、都市デザイン技術者、建築設計技術者、土木設計技術者を兼ねることができる。

エ 市民参加による合意形成を図った実績又は市民参加イベントを開催した実績のある者は、管理技術者、都市デザイン技術者、建築設計技術者、土木設計技術者を兼ねることができる。

オ 配置技術者の人数について下限及び上限は設定しないが、業務の範囲について把握したうえで、人数及び実績・資格等本業務に係る技術者等の配置が、選定基準となることについて留意すること。

7. 業務内容

(1) 設計条件

ア 対象範囲（「別図 東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場設計範囲図（予定）」を参照）

① 東久留米駅西口昇降施設：約 660 m²（嵩上部）

② 東久留米駅西口広場：約 4,840 m²

※西口ロータリーからまろにえ富士見通りに接続する部分に関しては、必要に応じて検討する箇所とする。

イ 整備方針

① 当該整備方針及び基本設計業務内で実施する関係者の協議などを踏まえ、「東久留米の玄関口」となるような駅前空間とする。

② 整備の具体的な方向性については、当該整備方針の他「東久留米市都市計画マスタープラン」や「東久留米市行政経営ビジョン」等、本市の各種計画を踏まえること。

③ 過度に高額・入手困難な材料の使用や維持管理・修繕が容易でないものは不可とする。

④ シェルター等の建築物については、利用者の利便性等に配慮して、駅前広場としてふさわしい内容で規模・建築物の類型等を適宜検討する。

- ⑤ 災害時にも活用可能な広場として検討する。
- ⑥ 地球温暖化対策に対する率先的な取り組みとして、省エネルギー機器の選定を推進するとともに、再生可能エネルギー導入機会について検討する。

ウ 空間デザイン検討における留意点

これまでの延長線上のまちづくりとは異なる 「持続可能な新たなまちづくり」の視点も取り入れ、駅前広場が地域活性の拠点としてふさわしい空間となるよう検討する。

エ 設計前提条件

- ① 主な既存施設や新規施設の取扱いについては、以下のとおりとするが、検討の過程において新規に必要なものについては、適宜追加するものとする。
- ② 各施設については、当該整備方針を踏まえ、「建築基準法」、「道路交通法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「著作権法」や「東京都福祉のまちづくり条例」をはじめ各種関連法令の適合を踏まえ、新設及び移設の可否等について検討すること。
- ③ 整備に際し新設等を検討する際は、現在、東久留米市で実施している各種イベントを踏まえ、整備後のイベント運営に際し、支障となることがないようにすること。
- ④ その他の施設・設備の内、駅前案内、自転車駐車場案内図等既設の案内表示や観光ガイドマップ等の既存の屋外案内図等に関しては、デジタルサイネージを始めとしたデジタル化を検討すること。

【東久留米駅西口昇降施設で検討すべき施設の取扱いについて】

施設名	取扱い
歩行者用デッキ	新設
富士山を望む機能を備えたデッキ	新設
昇降施設	新設 ※エレベーター及びエスカレーターは必要 台数含め検討すること
公衆トイレ	新設
防犯機能を持つ施設及び設備	交番の新設を検討 防犯カメラの新設を検討 ※防犯カメラは必要台数含め検討すること
座って休める機能を持つもの	新設を検討 ※必要台数を含め検討すること

屋外用デジタルサイネージディスプレイ (タッチパネル式、ネットワーク配信型)	新設を検討 ※必要台数、寸法及び機能(地図、広告、 行政情報、動画配信、バス時刻表一覧 等)を検討
「Free Wi-Fi」の接続環境	現在本市で提供している「Higashikurume Free Wi-Fi」と同等の接続環境を維持
シェルター(上屋・キャノピー)	新設を検討
備品置場	新設を検討
時計	新設を検討
シェアサイクル駐輪場	移設を検討
ヒートアイランド対策が可能な施設	新設を検討
分煙機能を持つ施設	新設を検討
その他施設・設備	必要に応じ検討

【駅西口広場で検討すべき施設の取扱いについて】

施設名	取扱い
座って休める機能を持つもの	新設を検討 ※必要台数を含め検討すること
①バス、タクシー、東久留米市デマンド型 交通の乗降場 ②バス・タクシーシェルター ③バス時刻表 (GPSやGTFSデータと連携したもの)	①整備後の利用者動線を踏まえ、移設等を 検討 ※ベイについては正着性を確保した形状 とすること ②現在及び将来利用者数を踏まえ新設を検 討 ③新設を検討
一般車両乗降場	新設を検討
障害者向け車両乗降場	障害者等が円滑に乗降可能な空間を確保 し、新設
荷捌き用スペース	新設を検討
バス・タクシープール	計画交通量を踏まえ、事業者と調整の上、 必要台数を検討し、新設
植樹	新設を検討
屋外用デジタルサイネージディスプレイ (タッチパネル式、ネットワーク配信型)	新設を検討 ※必要台数、寸法及び機能(地図、広告、 行政情報、動画配信、バス時刻表一覧

	等)を検討
立体芸術作品(道路附属施設) モニュメント及び植栽等(交通島部)	一部活用を検討 既存の植栽(樹木)は、健全度を把握した上で、移設と新設に要する費用を比較するなど総合的に判断したうえで、取扱いを決定
立体芸術作品(道路占用施設) (ブラック・ジャック&ピノコ銅像)	移設を検討
「Free Wi-Fi」の接続環境	現在本市で提供している「Higashikurume Free Wi-Fi」と同等の接続環境を維持
郵便ポスト	移設を検討
図書返却ポスト	移設を検討
その他の屋外案内表示	デジタル化への移行を検討
ヒートアイランド対策が可能な施設	新設を検討
周辺道路	現況の道路幅で接続を検討
その他施設・設備	必要に応じ検討

(2) 設計業務

ア 事業認可取得

都市整備局都市基盤部街路計画課発行の「事業認可申請手引き」を参照し、関係機関と協議を実施し、事業認可申請図書(本編及び参考図書)を作成する。

イ 事前調査

① 補足測量、地質調査及び登記資料収集

現地調査及び既存資料の確認を行って状況を把握した上で、設計に必要な補足測量(地形測量・境界測量等)を実施して登記資料を収集する。設計に先立ち土地境界(道路区域)を復元し、現地立会を行って境界を確定するとともに地質調査を実施し、測量成果図書及び地質調査報告書を作成する。

② 石綿について

本市にて令和3年に実施した、「駅西口昇降施設大規模改造工事实施設計委託」結果に基づき、利用者の安全及び駅の平時の営業体制を確保しつつ、石綿の除去・飛散防止等に必要な工法の検討、および除去に伴う概算工事費・工程の算出を行うこと。

また、現地調査により、新たに石綿を含有していると想定される建材が発見された場合は同様に対応すること。

ウ 基本設計

① 東久留米駅西口昇降施設基本設計

当該整備方針及び「東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場基本設計等委託プロポーザル実施要領」別紙２参考内訳書を基に、設計前提条件の施設に係る内容を検討するとともに関係者協議等を実施した上で基本設計説明書及び基本設計図面を作成する。

東久留米駅西口昇降施設 歩行者用デッキ基本設計業務
・設計計画
・意匠設計
・構造設計
・設計計算
・設計図作成
・撤去概略設計
・報告書作成

東久留米駅西口昇降施設 その他建築物基本設計業務 (公衆トイレ、EL/ES、バス、タクシーのシェルター含む)
・意匠設計
・構造設計
・設備設計
・設計図作成
・報告書作成

② 駅西口広場基本設計

当該整備方針を基に、設計前提条件の施設に係る内容を検討するとともに関係者協議を実施した上で駅西口広場とロータリーの基本設計書及び基本設計図を作成する。

駅西口広場基本設計
・基本条件の整理
・設計方針の検討
・整備案の検討
・基本設計図の作成
・排水計画
・報告書作成

③ VR の作成

複数案の比較検討や、整備案の検討にあたっては、打合せや市民周知に利用するための VR と動画を作成する。採用する VR 等の種類や仕様等は、市民周知時期を踏まえた上で担当者との協議し、計画の進捗や公開のタイミングに応じてデータを修正・更新するものとする。

作成する VR 等は、ホームページや広報紙の他、関係者へ広く周知するとともに、説明資料としても利用、本業務完了後においては、継続的な使用、

多様な検討項目に対応できるものとし、機能やデータの拡張が可能なシステムとして設計すること。

【内容】

「別図 東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場設計範囲図（予定）」に示す範囲内である東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場の概略形状、内部構造及び道路の3Dデータ作成を行う。建物については、駅西口広場周辺10棟程度の建物について、現地画像の貼り付けを行い、3Dデータとして作成しVRを生成する。

【VRを活用した動画作成】

作成した3Dデータを取り込んだVRを使用して、市民等への説明で使用する動画の作成を行う。映像のみの他、必要に応じてテロップ、BGMを付与した1分程度の動画とすること。

動画のファイル形式については、協議により決定するが、長期間のディスプレイ展示によるリピート再生に適したファイル形式とし、オフライン（スタンドアロン）のPCやDVD再生機機能付きのTVディスプレイ又はUSBを用いた再生が可能である等、多様な電磁媒体への複写や再生が容易な形式とすること。

【VRの主な機能要件】

基本機能	
ウォークスルー・視点変更機能	アニメーション作成・再生機能
シーン編集・保存・読込機能	2点間計測機能
地図機能	画面保存・動画録画機能

【VR等作成に際しての注意点】

- ・専門知識を有しない一般人がアプリケーションをダウンロードし簡単に操作できること。
- ・VR起動のためのアプリケーションのインストールを必要とせず、オフライン環境でPC上の任意の場所に保存することでインターネット未接続の状態でも起動できるデータがあること。
- ・利用PCを増やした際にライセンス料が発生しないフリーライセンスであること。
- ・関係各所に容易に配布できるデータ容量、データ構成であること。
- ・視点変更機能で設定した視点やアニメーション機能で作成したルート情報はテキスト形式等の軽量なデータとし、関係者間での共有を行える仕組みとすること。
- ・市民周知を目的とすることから、以下のPC性能で全ての機能が正常に動作すること。また、正常動作の保証が困難な場合は、機能要件含め発

注者と協議を行うこと。

OS : Windows 11

CPU : Intel(R) Core(TM) i3-1215U

RAM : 8GB

- ・後段④記載のイベント実施に際し、発注者の求めに応じ、VRの3D空間を体験できる機会を設けること。また、その際の施設や設備の利用料は受注者が負担するものとする。

④ 周知用プレゼンテーション資料の作成及び市民等からの意見聴取イベント開催

設計過程については、適時市民等に内容を公表予定である。また、市民等から聴取した意見について、設計実現可能性の検討と、反映した内容の周知を目的として、段階を分けて2回以上市民等の意見を聴取できるイベントの開催を予定している。

設計過程の公表に関しては、東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場の計画や基本設計の進捗に応じたプレゼンテーション資料を作成する。これらの資料作成に際しては専門知識を有しない市民等にわかりやすい資料とすること。市民等向けイベントに参加していない市民等にも設計の進捗や完成イメージが伝わるよう、本市広報やホームページ、インターネット上の動画等と連動させた周知手法についても検討すること。

イベントの開催方法については、発注者と協議を行い決定するとともに、より多くの市民等の意見を聴取できるよう日時や場所、方法について検討すること。開催に当たっては、資料等の事前準備、当日の運営、ファシリテーションを行い、イベント開催後は、議事録の作成や聴取結果の分析と実現可能性の検討等を行うこと。

なお、これらのプレゼンテーション資料の作成及びイベントの開催に際しては上記③ので示したVR等の活用を検討すること。

⑤ 関係者協議資料の作成

基本設計及び工事施工計画に関する関係機関等との協議資料を作成する。現時点で警察、消防、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、広場周辺施設の管理者、特定行政庁、インフラ事業者（上下水道、電気、通信、ガス等）、駅西口広場隣接建物所有者、駅西口広場隣接事業者、庁内他課との協議を想定している。協議にあたっては、他地区の実績等をも示しながら、事業を実現すべく積極的に発言・支援するとともに協議後は議事録を作成する。

エ 施工計画案の概略検討

工事の実施及び関係機関協議に向けた施工工程表を作成する。工事中の駅利用者の動線が確保でき、工事施工可能な工程、施工計画を複数案検討し、以下の報

告書及び図面（ステップ図等）を作成する。

- ① 東久留米駅西口昇降施設の工事期間中における代替バリアフリー動線駅西口昇降施設の工事期間中における代替バリアフリー動線の確保案として以下の内容を検討する。

- ・既存のエレベーター・エスカレーター・階段の解体から新設までの間の車椅子利用者、高齢者、ベビーカー利用者等用配慮者を考慮した歩行者動線の確保と誘導。
- ・仮設スロープの配置計画、新たな動線への誘導計画、案内看板の計画等を検討する。なお、工事の検討に際しては、仮改札を設置せず工事施工可能な案を優先的に検討すること。

- ② 駅西口広場の改修

駅西口広場の改修において、既存の公共交通機関（路線バス・タクシー等）、一般車両及び駅利用者の動線を途絶えさせない工程および仮設計画について検討する。

オ 概算工事費及び事業期間算定

本業務成果に基づき、実施設計費用、補償費用、工事費用（仮設費用含む）、工事監理費用等及び工事期間を算定する。算定に際しては、土木工事、建築工事を区分し、東久留米駅西口昇降施設と駅西口広場に分けて算定すること。

なお、東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場は道路構造物で計画すること、それに付随する建築物を計画する場合は、建築許可申請期間含め事業期間を算定すること。

（３） 整備計画の作成

「７．業務内容（２）設計業務」を反映させた整備計画を作成すること。

また、作成に際しては、実施設計及び工事施工に引き継げる内容とするとともに、市民等の周知も目的とし、専門知識を有しない者に分かりやすい内容、資料も盛り込むこと。

なお、市民等の周知を目的とした整備計画を別途作成する場合は、整備計画の名称でなくとも可とする。

整備計画については、令和９年度中に完成、納品すること。

（４） 事業手法の検討

本事業の特性（工期、コスト、技術的難易度、リスク要因、サウンディング結果等）を踏まえ、実施設計及び施工段階における最適な発注方法について比較・検討が可能な形で提案すること。

なお、提案の際は、各手法を導入した際の効果や課題等のメリットとデメリット、課題への対応策等を整理した「事業手法検討報告書（仮称）」を作成すること。以下は活用を検討する手法の一例であるが、これらに限定することなく効果的な発注方法

や活用手法があった場合は積極的に提案すること。

- ・従来方式（設計・施工分離発注方式）
- ・DB（デザインビルド）方式（設計・施工一括発注方式）
- ・ECI（アーリー・コントラクター・インボルブメント）方式（施工者早期関与型発注方式）
- ・その他、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）やCM（コンストラクション・マネジメント）の活用等、本事業の特性に適していると認められる方式

（５） 事業者選定支援

発注方式に基づき、次段階の事業（DB方式であれば要求水準書の骨子作成、ECI方式であれば技術協力業務仕様書の作成など）にスムーズに移行できるよう、基本設計の中で必要な前提条件（発注条件）を整理・反映すること。

その後、これにより決定した発注方式に応じ、実施設計及び施工を担当する事業者を公募・選定するために必要となる各種選定資料の原案を作成すること。

以下はその一例である。

各方式共通
・ サウンディング
・ 事業者募集要項
・ 参加資格要件（過去の施工実績、技術者の資格要件等）
・ 各種提案に際し、必要な様式

従来方式
・ 実施設計業務委託特記仕様書
・ 積算用参考資料

DB方式
・ 要求水準書 （実施設計及び施工に係る建築・土木の性能規定）
・ 事業者選定基準 （技術提案（プロポーザル）の評価項目および配点案）

ECI方式
・ 技術協力業務仕様書（実施設計への参画範囲・条件の整理）
・ 事業者選定基準 （技術提案（プロポーザル）の評価項目および配点案）

(6) 成果品の納品

原則として、設計委託標準仕様書資料編「成果品一覧表」によるもののほか、下記の成果品を提出すること。成果品は、土木工事、建築工事を区分した上で、東久留米駅西口昇降施設と駅西口広場に分けて提出すること。

また、補助事業の対象とすることを想定しているため、数量計算、概算工事費等は補助事業対象の有無を区分し、作成する図面に関しては、補助事業対象の項目等を朱書きとする。

成果品	部数
事業認可図書 (本編及び参考図書)	2 部 (「7. 業務内容(2) 設計業務ア参考」)
測量成果報告書 基準点成果、現況平面図、縦横断図等。測量法に基づく成果検定済みのもの	2 部 (「7. 業務内容(2) 設計業務イ参考」)
地質調査報告書 柱状図、土質試験結果一覧、解析結果等	2 部 (「7. 業務内容(2) 設計業務イ参考」)
基本設計説明書(業務報告書含む) 業務概要、設計方針、諸条件の整理、各課協議・関係機関協議の記録、工程計画等をまとめたもの	2 部 (「7. 業務内容(2) 設計業務ウ①・②参考」)
基本設計図面(図面集) ・付近見取り図、配置図、平面図、断面図 ・駅前広場レイアウト (バス・タクシー・一般車両動線計画図) ・主要構造物の一般図・構造概略図	2 部(A3 版) (「7. 業務内容(2) 設計業務ウ①・②参考」)
VR 等	1 式 (「7. 業務内容(2) 設計業務ウ③参考」)
プレゼンテーション、イベント関係資料	必要部数は協議により決定 (「7. 業務内容(2) 設計業務ウ④参考」)
工事施工工程表、検討結果報告書	2 部 (「7. 業務内容(2) 設計業務エ参考」)
概算事業費等算定書	2 部 (「7. 業務内容(2) 設計業務オ参考」)
整備計画	必要部数は協議により決定 (「7. 業務内容(3) 参考」)

事業手法検討報告書（仮称）	2 部（「7. 業務内容（4）参考」）
各種選定資料原案	2 部（「7. 業務内容（5）参考」）
設計原図	2 部（A 1 版）
上記に示した資料一式の電子媒体	2 部（CD-R、DVD-R） ※納品する図面のデータ形式は DWG、 JWW、SFC、PDF の 4 種類とする。

なお、これらの資料一式は電子媒体でも 2 部納品を行うこと。格納する電子データの
内、図面データの形式は、DWG、JWW、SFC、PDF の 4 種類とする。その他の設計資料
については、本業務の検討過程で作成・使用したデータや成果品を利用する予定であるた
め、成果品の作成にあたっては、容易に二次利用やファイル形式の変更可能なデータ形式
とする等、配慮すること。

また、業務の過程で作成した成果品（VR 等を含む）に関する権利は東久留米市に帰属
するとともに、契約期間終了後も自由に利用できるものとする。

8. 担保期間

契約不適合については、本市契約約款に準拠する。

9. その他

（1）諸経費

報告書印刷製本費・電子成果品作成費は諸経費に含む。

（2）特記仕様書に定めのない事項

本特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ双方協議するものとする。